

官報

号外

平成元年三月七日

○第百十四回 参議院會議録第六号

平成元年三月七日(火曜日)

午後四時一分開議

○議事日程 第六号

平成元年三月七日

午後三時開議

第一 地方交付税法等の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

- 一、請暇の件
- 一、元議員大谷藤之助君逝去につき哀悼の件
- 一、裁判官訴訟委員等各種委員の選挙
- 一、中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名
- 一、昭和六十三年一般会計補正予算(第一号)
- 一、昭和六十三年度特別会計補正予算(特第一号)
- 一、昭和六十三年度政府関係機関補正予算(機第一号)
- 一、日程第一
- 一、農業共済再保険特別会計における農作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てる

ための一般会計から繰入金に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○議長(土屋義彦君) これより會議を開きます。

この際、お諮りいたします。

秋山肇君から海外旅行のため来る九日から十日間の請暇の申し出がございました。

これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土屋義彦君) 御異議ないと認めます。

よって、許可することに決しました。

○議長(土屋義彦君) さきに院議をもって永年在職議員として表彰されました元議員大谷藤之助君は、去る二月八日逝去されました。まことに痛惜哀悼の至りにたえません。

同君に対しましては、議長は、既に弔詞をささげました。

ここにその弔詞を朗読いたします。

〔総員起立〕

参議院はわが国民主政治発展のため力を尽くされ特に院議をもって永年の功勞を表彰せられさきに内閣委員長文教委員長等の重任にあたられ

ました元議員三位勲一等大谷藤之助君の長逝に對しついで哀悼の意を表しうやうやく弔詞をささげます

○議長(土屋義彦君) この際、お諮りいたします。

中西一郎君から裁判官訴訟委員を辞任いたしましたの申し出がございました。

これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土屋義彦君) 御異議ないと認めます。

よって、許可することに決しました。

○議長(土屋義彦君) つきましては、この際、裁判官訴訟委員一名及び北海道開発審議会委員二名の選挙を行います。

○柳川覺治君 各種委員の選挙は、いずれもその手続を省略し、議長において指名することの動議を提出いたします。

○鈴木和美君 私は、ただいまの柳川君の動議に賛成いたします。

○議長(土屋義彦君) 柳川君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土屋義彦君) 御異議ないと認めます。

よって、議長は、裁判官訴訟委員に堀内俊夫君を、

また、北海道開発審議会委員に河本嘉久蔵君及び北修二君を、

それぞれ指名いたします。

○議長(土屋義彦君) この際、中央選挙管理委員会及び同予備委員各五名の指名を行いたいと存じます。

○柳川覺治君 中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名につきましては、いずれも議長に一任することの動議を提出いたします。

○鈴木和美君 私は、ただいまの柳川君の動議に賛成いたします。

○議長(土屋義彦君) 柳川君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土屋義彦君) 御異議ないと認めます。

よって、議長は、中央選挙管理委員会に吉岡恵一君、堀家嘉郎君、上坂明君、鈴木一弘君及び駿河哲男君を、

また、同予備委員に佐久間彌君、大谷操君、瀬尾忠博君、岡本富夫君及び向武男君を、それぞれ指名いたします。

○議長(土屋義彦君) この際、日程に追加して、昭和六十三年一般会計補正予算(第一号)

昭和六十三年度特別会計補正予算(特第一号)

昭和六十三年度政府関係機関補正予算(機第一号)

以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

平成元年三月七日 参議院会議録第六号 昭和六十三年年度一般会計補正予算(第1号)外二件

○議長(土屋義彦君) 御異議ないと認めます。
まず、委員長の報告を求めます。予算委員長初村滝一郎君。

審査報告書

昭和六十三年年度一般会計補正予算(第1号)
昭和六十三年年度特別会計補正予算(特第1号)
昭和六十三年年度政府関係機関補正予算(機第1号)

右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。
平成元年三月七日

予算委員長 初村滝一郎
参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和六十三年年度一般会計補正予算(第1号)は、歳出において、(1)災害復旧等事業費の追加、(2)給与改善費、(3)消費税創設等税制改革関連経費及び義務的経費の追加等合計で五兆九千九百九十九億六千六百万円の追加を行い、他方、既定経費の節減等により、七千四百九十九億四千八百万円の修正減少を行うこととしている。歳入においては、最近までの収入実績等を勘案し、租税及び印紙収入三兆百六十億円の増収を見込むとともに、前年度剰余金受入二兆九千七百四十四億八千六百万円を計上するほか、その他収入三百五十五億三千二百万円の増収を見込み、公債金については、「財政法」第四条第一項ただし書の規定に基づく公債の増発五千六十億円を行うこととしているが、他方、「昭和六十三年年度の財

政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律」の規定に基づく公債を一兆三千八百億円減額することとしている。

この結果、昭和六十三年年度一般会計予算の総額は、歳入歳出ともそれぞれ五兆五千五百二十億千八百百万円増額され、六十一兆八千五百十七億三千百万円となる。

昭和六十三年年度特別会計補正予算(特第1号)は、一般会計予算補正等に関連して、交付税及び譲与税配付金特別会計、厚生保険特別会計等二十六特別会計について所要の補正を行うこととしている。

昭和六十三年年度政府関係機関補正予算(機第1号)は、国民金融公庫、中小企業金融公庫、北海道東北開発公庫及び沖縄振興開発金融公庫の四政府関係機関について所要の補正を行うこととしている。

右の措置は、当初予算の作成後の事由に基づき、特に緊要となったものについての予算措置であり、おおむね妥当なものと認める。

昭和六十三年年度一般会計補正予算(第1号)
右は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。
平成元年三月三日

衆議院議長 原 健三郎
参議院議長 土屋 義彦殿

昭和六十三年年度特別会計補正予算(特第1号)
右は本院において可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

平成元年三月三日

衆議院議長 原 健三郎
参議院議長 土屋 義彦殿

昭和六十三年年度政府関係機関補正予算(機第1号)
右は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。
平成元年三月三日

衆議院議長 原 健三郎
参議院議長 土屋 義彦殿

〔初村滝一郎君登壇、拍手〕

○初村滝一郎君 ただいま議題となりました昭和六十三年年度補正予算三案の委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

今回の一般会計予算の補正は、歳出において、災害復旧等事業費、給与改善費、消費税創設等税制改革関連経費、農産物輸入自由化等関連対策費及び貿易保険特別会計への繰り入れ等特に緊要となった事項について措置を講ずることとしており、歳出の追加総額は五兆九千二百億円となっております。

他方、既定経費の節減、予備費の減額により七千四百九十九億円の修正減少を行っております。歳入につきましては、最近までの収入実績にかんがみ、租税及び印紙収入三兆百六十億円の増収を見込むとともに、前年度剰余金の受け入れ等を計上し、他方、公債金について、建設公債五千六十億円を追加発行する一方、特例公債を一兆三千八百億円減額しております。

本補正の結果、昭和六十三年年度補正後予算の総額は、歳入歳出とも当初予算に対して五兆一千五百二十億円増加し、六十一兆八千五百十七億円となります。

また、一般会計予算の補正等に関連して、交付税及び譲与税配付金特別会計など二十六特別会計予算と国民金融公庫等四政府関係機関予算について所要の補正が行われております。

補正予算三案は、二月八日国会に提出され、十五日村山大蔵大臣より趣旨説明を聴取し、衆議院からの送付を待って、三月六日、七日の両日、竹下内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し国政全般にわたり熱心な質疑が行われました。

補正予算に直接関連する質疑として、「最近数年間、政府は当初予算の税収を過小に見積り、意図的に多額の年度内自然増収を生み出し補正財源づくりをしているが、これは財政運営をゆがめるものではないか。今まで返済を拒んできた厚生保険特別会計等への繰り戻し一兆五千億円や赤字補てんのための貿易保険特別会計への繰り入れ九百億円等を計上した理由は何か。これらは本来当初予算に計上すべきものであり、補正予算に盛り込むには緊要性に欠けているばかりか、予算執行が実質十五カ月予算となり、財政法違反ではないか」との質疑がありました。

これに対し、竹下内閣総理大臣、村山大蔵大臣及び関係政府委員から、「年度内自然増収が生じたのは、経済成長率が当初見通しを上回り、かつ土壌、株の上昇等一時的要因によるものであり、今後は聞き取り調査や税収の積み上げなどを工夫し、可能な限り精緻な税収予測をしていきたい。なお、財政運営に関し、政策的に緊要性の高いも

のについては補正予算で措置しているが、当初予算同様厳しい削減を行っており、財政をゆがめる膨張型予算は編成していない。厚生保険特別会計への繰り戻しは、隠れ赤字公債と厳しく指摘されていたもので、財政に一時的余裕が生じたこの機会に、財政体質の改善にあわせて年金制度の改革を取り上げられている時期でもあり、制度自体への国民の信頼を高める等の点を考慮し、一部返済を行うこととした。また、貿易保険特別会計への繰り入れは、石油価格の低迷、世界的な金利の高騰から発展途上国の債務繰り延べが増加し、保険金の支出が急増したため、回収見込みの立たないものを一般会計から補てんするものである。したがって、これらの経費は当初予算作成後、特に緊要となり、その支出を年度内に行うことが必要なもので、決して十五カ月予算ではないし、財政法に違反するものでもない」との答弁がありました。

質疑はこのほか、リクルート問題、消費税、政治改革、政治家の資産公開等広範多岐にわたって行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

本日をもって質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して本岡委員が反対、自由民主党を代表して野沢委員が賛成、公明党・国民会議を代表して及川委員が反対、日本共産党を代表して近藤委員が反対、民社党・国民連合を代表して勝木委員が反対の旨それぞれ意見を述べられました。

討論を終局し、採決の結果、昭和六十三年度補正予算案は賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) 三案に対し、討論の通告がございます。発言を許します。山本正和君。

「山本正和君登壇、拍手」

○山本正和君 私、日本社会党・護憲共同を代表いたします。ただいま議題となりました補正予算三案に対する反対の討論を行います。

反対の第一の理由は、本補正予算が財政法第二十九条の精神に違反し、本来当初予算に計上すべき政策的経費を二兆円近くも便宜的に盛り込んでいることとあります。

特に、厚生保険特別会計への一兆五千七百八十八億円の繰り入れは、我が党がその全額返済を強く求めてきたにもかかわらず従来財政難を理由に拒否し続けてきた政府の負担を、一時的、便宜的に返済するものであります。平成元年度予算では、厚生保険特別会計からの借り入れを続けるという、全く制度を無視したその場限りの措置を行っているものであります。このような違法的な予算計上は、平成元年度予算をマイナスイメージ方式により形式的に抑え込もうとする糊塗策であり、予算の単年度主義をも無視したずさんな予算編成方針の結果であります。五兆一千五百二十億円の達する過去最大の補正予算は、その使い道が不適正であるばかりか、元年度予算と一体的に支出されることで野方図で水膨れ予算となる点を強く指摘するものであります。

反対の第二の理由は、歳入見積もりが余りにもいいかげんであり、政府の税収見通しが故意にゆがめられていることとあります。当初見積もりと実際の税収の乖離は、減税分も含めると五兆円を上回る規模となり、実に当初予算見積もりの一％にも達しているものであります。税収を過小に見積もり、所得税、法人税の減税を小幅に抑え、一方で財源隠しを行いつつ消費増税導入を断行し、真の財政の姿を国民の前に覆い隠すそんなやり方であり、失政そのものであります。税の増収分は、本来減税をさらに実施し、納税者である国民に速やかに返すことが当然なのであります。

反対の第三の理由は、地方自治体への一律一億円分配というふるさと創生なる事業が余りにもまやかしたものとなっている点とあります。確固たるビジョンもなくふるさと創生を宣伝することは、将来の財政にツケを回すだけでなく、地域の振興に役立たないばかりか、それに逆行することにもなりかねません。財政需要にとらわれず純粹に用途を地方自治体の自由にとのねらいがあるのなら、交付税制度そのものをこれを契機に抜本的に見直すことこそ必要なのであります。

反対の第四の理由は、農業自由化対策が余りにもお粗末な点とあります。十二品目や牛肉・オレンジの自由化を断行した政府には、我が国農業の安定と自立のため強力な対策をとらねばならない責任があります。しかるに政府は、本補正予算で一千四百六十六億円の対策費を計上したものの、全く一時的なものにすぎず、日本農業だけでなく国民生活全体をも大きな不安に直面させる結果となっているのであります。

また、農家の負債対策については、その解消のため、我が党が主張する無利子、長期の借りかえ融資制度の一刻も早い導入が不可欠ことを重ねて主張するものであります。

以上、反対の理由を申し上げましたが、最後に消費税について申し上げます。

政府の国民無視による暴挙によって消費税導入が決定し、その実施まであとわずか一カ月を残すのみとなっております。

竹下内閣への国民の支持率の急落、福岡における参議院補欠選挙、北九州、大分等市議選での我が党の勝利でも明らかのように、国民の消費税導入反対の意思は明確であります。しかも、東京都、大阪府等を初め多くの地方自治体で消費税の公共料金への転嫁を見送り、あるいは実施を延期するという動きが全国に広がっております。これはまさに今回の消費税がいかに欠陥だらけのものであるかを明確に証明したものであり、また住民の生活を守らなければならない地方自治体としては当然の措置なのであります。

公共料金への転嫁ストップの引き金となった東京都の場合、当初政府は値上げを強要したものの、都議会自民党のそれでは四月の統一地方選が戦えないとの抗議で腰砕けになり、遺憾の意なるものを表明することで都の方針に全面降伏したことは承知のとおりであります。

しかし、自民党都議団の選挙を有利に導くために竹下内閣の、自民党の最大の政策課題を変更していいのでありませうか。消費税は党利党略に利用することが可能な税制なのでありませうか。これほど有権者をばかにしたやり方はありません。しかも、全面降伏の裏で選挙後の値上げ実施に圧力をかけるやり方は、地方自治の本旨を踏みにじり、住民の意思を無視するものであり、断じて許すわけにまいません。

平成元年三月七日 参議院會議録第六号 昭和六十三年年度一般会計補正予算(第一号)外二件 地方交付税法等の一部を改正する法律案

今回の消費税がいかに欠陥だらけの税金であるか、我が党は事あるごとに主張してまいりました。売上高三千万円以下の業者の免税措置、六千万円以下は軽減税率という境界排除制度、さらには五億円以下の企業に対する簡易課税制度等、どれをとっても消費者の不信を募らせるもの以外の何物でもありません。一例を挙げれば、免税業者に預けた消費税が、主税局長みずから認めたごとく、約二千億円も国に納めなくて済むということに消費者は目をむいて怒り、消費税への不信感を募らせております。

また、納税義務者で三千五百万円の売り上げのある業者が二十一万円の税金を預かりながらわずか三万五千円のみを納めれば済む、このようなことがこの消費税そのものの中に認められているのであります。税金の負担者である消費者の立場を考へることなくただ消費税導入に狂奔した竹下内閣の税制改悪の結果であり、断じて許されるものではありません。

さらに、こうした制度は、単に消費者のみでなく、中小企業者の経営をも危機に陥れるものであります。大企業はこうした優遇措置を盾に中小企業者に力値引きを迫り、みずからの利益のみを追い求めることは明らかであります。大企業のみが不当な利益を得るため、消費者や中小企業者が踏みつけにされるのが今回の消費税の実態であります。

しかも、こうした消費税の欠陥は、今申し上げた点に尽きるものではありません。便乗値上げの横行、不明瞭な価格表示等、その根本的欠陥は枚挙にいとまがないのであります。今や消費税導入に対する不安は国民全体に重くのしかかっており

ます。このまま消費税の四月一日導入を強行すれば、国民生活に大きな混乱を来すことは必至であります。

しかるに、竹下内閣は、こうした不公平、国民の不安を無視し、本補正予算に一千六百二十五億円の消費税創設関連経費を盛り込み、大企業の懐のみが潤う消費税導入の姿勢を貫こうとしております。

我が党は、消費税実施の即刻中止と不公平税制の徹底的是正、リクルート疑惑解明に向け、消費者や中小企業者等広範な国民とともに全党を挙げて闘い抜くことを申し上げ、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(土屋義彦君) これより三案を一括して採決いたします。

三案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(土屋義彦君) 過半数と認めます。よって、三案は可決されました。

○議長(土屋義彦君) 日程第一 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長 長向山一人君。

審査報告書

地方交付税法等の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成元年三月六日

地方行政委員長 向山 一人

参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、地方財政の状況等にかんがみ、普通交付税の額の算定に用いる単位費用の一部を改定するとともに、市町村による自主的な地域づくりの推進を図るため基準財政需要額の算定方法の特例を設けることとするほか、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金と減額する等の措置を行おうとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行により、普通交付税の調整額の復活、地域づくりの推進、補正予算等による地方負担の増及び地方債の縮減に伴う普通交付税の増額に要する額五千二百五十三億六千万円、特別交付税の増額に要する額五百六十五億二千二百万円の合計五千八百十八億八千八百五十二万六千六百四十九円を本年度に交付しない、翌年度の地域づくりの推進等に要する額相当額三千六百億四千九百万円を本年度に交付しない、平成元年度分の普通交付税の総額に加算して同年度に交付することができるとし、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金を一兆八千八百三十七億円減額する。

地方交付税法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成元年三月三日

衆議院議長 原 健三郎

参議院議長 土屋 義彦殿

地方交付税法等の一部を改正する法律案
地方交付税法等の一部を改正する法律
(地方交付税法の一部改正)

第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。

附則第四条の見出し及び同条第一項中「昭和七十六年度」を「平成十三年」に改め、同項第二号中「五兆九千九百三十九億三千五百万円」を「四兆七千三百三十三億三千五百万円」に改め、同条第四項中「昭和六十六年度」を「平成三年」に、「昭和六十八年度」を「平成五年」に、「昭和六十七年度」を「平成四年」に改める。

附則第五条を次のように改める。

(昭和六十三年分及び平成元年度分の交付税に係る基準財政需要額の算定方法の特例)

第五条 昭和六十三年分及び平成元年度分の交付税に係る基準財政需要額の算定について、は、第十一条中「当該測定単位ごとの単位費用に乘じて得た額」とあるのは、「当該測定単位ごとの単位費用に乘じて得た額(次条第一項に規定する市町村のその他の諸費の経常経費の測定単位である人口に係るものについて、は、昭和六十三年分にあつては二千万円を、平成元年度にあつては八千万円を加算した額とする。)」とする。

附則第九条中「昭和六十六年度」を「平成三年度」に改める。

別表を次のように改める。
別表(第十二条関係)

道府県	の地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位	費用
一	警察費	警察職員数	一人につき	七、四五三、〇〇〇	円
二	土木費				
1	道路橋りよう費	道路の面積	千平方メートルにつき	二〇八、〇〇〇	
(1)	経常経費	道路の延長	一キロメートルにつき	五、七七二、〇〇〇	
(2)	投資的経費	河川の延長	一キロメートルにつき	八九、六〇〇	
2	河川費	河川の延長	一キロメートルにつき	一、〇四二、〇〇〇	
(1)	経常経費	河川の延長	一キロメートルにつき	二七、一〇〇	
(2)	投資的経費	港灣（漁港を含む）における係留施設の延長	一メートルにつき	一〇、八六〇	
3	港灣費	港灣における外郭施設の延長	一メートルにつき	一一、九〇〇	
(1)	経常経費	漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき	七三〇	
(2)	投資的経費	人口	一人につき	二、〇五八	
4	その他の土木費	人口	一人につき		
(1)	経常経費	人口	一人につき		
(2)	投資的経費				
三	教育費				
1	小学校費	教職員数	一人につき	三、七一八、〇〇〇	
2	中学校費	教職員数	一人につき	三、七二一、〇〇〇	
3	高等学校費	教職員数	一人につき	五、七〇六、〇〇〇	
(1)	経常経費	生徒数	一人につき	三九、〇〇〇	
(2)	投資的経費	生徒数	一人につき	三七、三〇〇	
4	特殊教育諸学校費	教職員数	一人につき	三、六八五、〇〇〇	
(1)	経常経費	児童及び生徒の数	一人につき	一六四、〇〇〇	
(2)	投資的経費	学級数	一学級につき	七一、〇〇〇	
5	その他の教育費	学級数	一学級につき	八一五、〇〇〇	
(2)	投資的経費	人口	一人につき	二、九六〇	

四	厚生労働費	町村部人口	一人につき	六、九二〇
1	生活保護費	人口	一人につき	三、六七〇
2	社会福祉費	人口	一人につき	三、七四〇
(1)	経常経費	人口	一人につき	五、六〇三
(2)	投資的経費	人口	一人につき	五、六七〇
3	衛生費	人口	一人につき	一、〇〇五、〇〇〇
4	労働費	失業者数	一人につき	一、〇〇五、〇〇〇
五	産業経済費			
1	農業行政費	農家数	一戸につき	六四、九七〇
(1)	経常経費	耕地の面積	一ヘクタールにつき	六九、九五〇
(2)	投資的経費	林野の面積	一ヘクタールにつき	二、九五〇
2	林野行政費	林野の面積	一ヘクタールにつき	八、九九七
(1)	経常経費	林野の面積	一ヘクタールにつき	一五、九〇〇
(2)	投資的経費	水産業者数	一人につき	七、八三六
3	水産行政費	水産業者数	一人につき	一、四五〇
(1)	経常経費	人口	一人につき	八、七一〇
(2)	投資的経費	世帯数	一世帯につき	一、二八二、〇〇〇
4	商工行政費	恩給受給権者数	一人につき	三、九九二
六	その他の行政費	人口	一人につき	二、八五二
1	徴税費	人口	一人につき	九〇三、九〇〇
2	恩給費	人口	一人につき	九五〇
3	その他の諸費	面積	一平方キロメートルにつき	一〇四
(1)	経常経費	面積	一平方キロメートルにつき	九八
(2)	投資的経費	面積	一平方キロメートルにつき	九八
七	災害復旧費	災害復旧事業費	千円につき	九八
八	地方税減収補てん償還費	昭和三十六年度から昭和三十七年度までの各年度に於いて特別に発行した地方債の額	千円につき	九八
九	財源対策償還費	昭和三十六年度から昭和三十七年度までの各年度に於いて特別に発行した地方債の額	千円につき	九八

市町村		十 地域財政特例対策債償還費		十一 臨時財政特例債償還費	
一 消防費	人口	千円につき	一三三	千円につき	六八
二 土木費	人口				
1 道路橋りょう費	道路の面積	千平方メートルにつき	九三、八〇〇		
(1) 経常経費	道路の延長	一キロメートルにつき	六〇七、〇〇〇		
(2) 投資的経費	道路の延長				
2 港湾費	港湾(漁港を含む)における係留施設の延長	一メートルにつき	二二、八〇〇		
(1) 経常経費	郭施設における外郭施設の延長	一メートルにつき	一〇、八六〇		
(2) 投資的経費	漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき	一一、九〇〇		
3 都市計画費	都市計画区域における人口	一人につき	七〇六		
(1) 経常経費	都市計画区域における人口	一人につき	七五〇		
(2) 投資的経費	人口	一人につき	三七〇		
4 公園費	人口	一人につき	一六五		
(1) 経常経費					
(2) 投資的経費					
五 下水道費	人口	一人につき	一四六		
(1) 経常経費	人口	一人につき	六六		
(2) 投資的経費	人口	一人につき	八八〇		
6 その他の土木費	人口	一人につき	四四五		
三 教育費	人口	一人につき	三〇、四〇〇		
1 小学校費	児童数	一人につき	五五九、〇〇〇		
(1) 経常経費	児童数	一人につき	五、五三三、〇〇〇		
(2) 投資的経費	児童数	一人につき	三九六、〇〇〇		
2 中学校費	生徒数	一人につき	二六、二〇〇		
(1) 経常経費	生徒数	一人につき	七、一五〇、〇〇〇		
(2) 投資的経費	生徒数	一人につき	五、六一六、〇〇〇		
3 高等学校費	生徒数	一人につき	三九六、〇〇〇		
(1) 経常経費	生徒数	一人につき	五、九一七、〇〇〇		
(2) 投資的経費	生徒数	一人につき	三八、三〇〇		
4 その他の教育費	生徒数	一人につき	二二、八〇〇		
(1) 経常経費	生徒数	一人につき	五、〇八〇		
(2) 投資的経費	生徒数	一人につき	二一七		
四 厚生労働費	人口	一人につき	六二八〇		
1 生活保護費	人口	一人につき	三三二〇		
2 社会福祉費	人口	一人につき	四六九		
(1) 経常経費	人口	一人につき	三七九八		
(2) 投資的経費	人口	一人につき	四四七〇		
3 保健衛生費	人口	一人につき	五四八		
4 清掃費	人口	一人につき	一〇〇五、〇〇〇		
(1) 経常経費	人口	一人につき	三三、八〇〇		
(2) 投資的経費	人口	一人につき			
5 労働費	失業者数	一人につき			
(1) 経常経費	失業者数	一人につき			
(2) 投資的経費	失業者数	一人につき			
五 産業経済費	農家数	一人につき			
1 農業行政費	農家数	一人につき			
(1) 経常経費	農家数	一人につき			
(2) 投資的経費	農家数	一人につき			

平成元年三月七日 参議院会議録第六号 地方交付税法等の一部を改正する法律案

(2) 投資的経費	2 商工行政費	3 その他の産業経済費	(1) 経常経費	(2) 投資的経費	6 その他の行政費	1 徴税費	2 戸籍住民基本台帳費	3 その他の諸費	(1) 経常経費	(2) 投資的経費	7 災害復旧費	8 辺地対策事業償還費	9 地方税減収補てん償還費	10 財源対策償還費
農家数	人口	林業、水産業及び鉱業の従業者数	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一世帯につき	一世帯につき	一世帯につき	一世帯につき	人口	人口	面積	面積	面積	面積	面積
二八、六五〇	七〇〇	三二、一〇〇	六四、七六〇	八、五三〇	三、九〇〇	九、五一〇	九〇八、〇〇〇	二、〇八二	四二〇、四〇〇	九五〇	八〇〇	一〇四	九八	

11 地域財政特例対策償還費	12 臨時財政特例償還費
可された地方債の額	千円につき
一三二	六八

年 度	控 除 額
平成三年度	二千八百六十九億円
平成四年度	三千五百億円
平成五年度	三千七百八十億円
平成六年度	四千九十七億円
平成七年度	四千四百四十四億円
平成八年度	四千七百八十七億円
平成九年度	五千八百八十八億円
平成十年度	五千六百九億円
平成十一年度	六千七百七十億円
平成十二年度	六千三百九十五億五千五百万円

附則第五條第一項表以外の部分中「昭和七十五年度」を「平成十二年度」に、「昭和六十五年度」を「平成二年度」に、「五兆九千九百三十九億三千五百万円」を「四兆七千三百三十二億三千五百万円」に、「昭和六十六年度」を「平成三年度」に改め、同項の表を次のように改める。

附則第七條中「昭和六十六年度及び昭和六十七年度」を「平成三年度及び平成四年度」に、「昭和六十八年度」を「平成五年度」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、第一条の

2 昭和六十三年度及び平成元年年度に限り、市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律

規定による改正後の地方交付税法（以下「新法」という。）の規定は、昭和六十三年度分の地方交付税から適用する。

平成元年三月七日 参議院會議録第六号

地方交付税法等の一部を改正する法律案 議事日程追加の件 農業共済再保険特別会計における農作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案

一〇六

第六号) 第八条に規定する合併関係市町村に係る同条の合算額は、新法附則第五条の規定の適用がなかったものとして市町村の合併の特例に関する法律第八条の規定により算定した当該合算額に、昭和六十三年年度にあつては二千万円を、平成元年度にあつては八千万円を加算した額とする。

3 昭和六十三年度分として交付すべき地方交付税については、当該地方交付税の総額から同年度分に係る新法第十条第二項本文の規定により各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の合算額と当該総額から新法第二十条の三第二項の規定により同年度分の地方交付税の総額に算入された額(以下この項において「返還金等の額」という。)を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額を加算した額との合計額を控除した額以内の額を、同年度内に交付しない。新法第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でまだ交付していない額として、平成元年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができ

4 前項の規定により、昭和六十三年度分として交付すべき地方交付税の一部が平成元年度分の地方交付税の総額に加算されたこととなった場合においては、新法第六条の二第二項及び第三項の規定にかかわらず、平成元年度分として交付すべき普通交付税の総額は、前項の規定による加算をする前の地方交付税の総額から新法第二十条の三第二項の規定により同年度分の地方交付税の総額に算入される額(以下この項において「返還金等の額」という。)を控除した額の百

分の九十四に相当する額に当該加算されることとなった額を加算した額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前項の規定による加算をする前の地方交付税の総額から返還金等の額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額を加算した額とする。

〔向山一人君登壇、拍手〕

○向山一人君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、今回の補正予算により地方交付税が二兆二千五百六十六億円増加することに伴い、本年度においては、普通交付税の調整額の復活、地域づくりの推進、補正予算等による地方負担の増加、地方債の削減に伴う必要額及び特別交付税の増額に要する額の合計五千八百十八億円を地方公共団体に交付するほか、翌年度の地域づくりの推進等に要する額相当額三千六百億円を本年度に交付しない。平成元年度分の普通交付税の総額に加算して交付することができるとする。ことに、残余の額一兆千八百三十七億円に相当する交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金金の額を減額すること、また、補正予算等による地方負担の増加等に伴い必要となる財源を措置するための単位費用の一部を改定するとともに、地域づくりの推進に要する経費の財源を措置するため、市町村分のその他の諸費に係る基準財政需要額に昭和六十三年度にあつては二千万円を、平成元年度にあつては八千万円をそれぞれ加算すること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、交付税の特別会計借入金金の繰上げ償

還、ふるさとづくり事業に対する助成などのあり方、消費税導入に伴う地方団体の対応に関する問題等の諸問題について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論の後、採決を行いましたところ、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたします。

本家に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 過半数と認めます。

よつて、本案は可決されました。

○議長(土屋義彦君) この際、日程に追加して、農業共済再保険特別会計における農作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土屋義彦君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長長の報告を求めます。大蔵委員長梶原清君。

審査報告書

農業共済再保険特別会計における農作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案 右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成元年三月七日

大蔵委員長 梶原 清

参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和六十三年度において低温等による水稻等の被害が異常に発生したことにより農業共済再保険特別会計の農業勘定に生ずる再保険金の支払財源の不足に充てるための資金を、同年度において、一般会計から同勘定に繰り入れようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律案施行のため、昭和六十三年度一般会計補正予算(第一号)の歳出において、農業共済再保険特別会計の農業勘定への繰入額として、三百二十二億五千九百九十九万九千九百九十九円が計上されている。

農業共済再保険特別会計における農作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成元年三月三日

衆議院議長 原 健三郎

参議院議長 土屋 義彦殿

農業共済再保険特別会計における農作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充ててるための一般会計から繰入金に関する法律案

農業共済再保険特別会計における農作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てて、一般会計から繰入金に関する法律案

本法律案は、昭和六十三年補正予算に係るものでありまして、農業共済再保険特別会計の農業勘定において、昭和六十三年度における低温等による水稻等の異常被害により生じた再保険金の支払い財源の不足に充ててるための資金として、同年度において、一般会計から三百二十二億五千九百九十九千円を限り、同勘定に繰り入れることができることとする等の措置を講じようとするものであります。

1 政府は、農業共済再保険特別会計の農業勘定における農作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるため、昭和六十三年度において、一般会計から、三百二十二億五千九百九十九千円を限り、同特別会計の農業勘定に繰り入れることができる。

委員会におきましては、農業共済の保険設計のあり方、農業災害補償制度充実の必要性、稲作の生産性向上の方途等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日、農業共済再保険特別会計の農業勘定において決算上の剰余を生じた場合において、農業共済再保険特別会計法（昭和十九年法律第十一号）第六條第二項の規定により同特別会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお剰余があるときは、同項の規定にかかわらず、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならない。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

〇議長（土屋義彦君） これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

〇議長（土屋義彦君） 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

〇梶原清君登壇、拍手
梶原清君 ただいま議題となりました農業共済再保険特別会計における農作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案につきまして、委員会

本日これにて散会いたします。
午後四時三十三分散会

出席者は左のとおり。

議長 土屋 義彦君
副議長 瀬谷 英行君

議員

及川 順郎君	片上 公人君	岡野 裕君	井上 孝君
勝木 健司君	平野 清君	高木 正明君	降矢 敬義君
刈田 貞子君	猪熊 重二君	堀江 正夫君	真鍋 賢二君
橋本孝一郎君	木本平八郎君	最上 進君	森田 重郎君
青木 茂君	太田 淳夫君	大河原太一郎君	高平 公友君
中野 鉄造君	小西 博行君	井上 裕君	伊江 朝雄君
星 長治君	堀出 啓典君	後藤 正夫君	堀内 俊夫君
馬場 富君	広中和歌子君	亀長 友義君	長谷川 信君
山田 勇君	林 健太郎君	嶋崎 均君	加藤 武徳君
竹山 裕君	鶴岡 洋君	植木 光教君	木村 睦男君
峯山 昭範君	飯田 忠雄君	服部 安司君	石本 茂君
和田 教美君	柳澤 鍊造君	長田 裕二君	鈴木 省吾君
三治 重信君	中野 明君	井上 吉夫君	梶木 又三君
高桑 栄松君	中西 珠子君	寺内 弘子君	添田増太郎君
栗林 卓司君	関 嘉彦君	出口 廣光君	水谷 力君
北 修二君	遠藤 政夫君	二木 秀夫君	宮崎 秀樹君
三木 忠雄君	多田 省吾君	松浦 孝治君	野沢 太三君
高木健太郎君	伏見 康治君	永野 茂門君	上杉 光弘君
藤井 恒男君	田淵 哲也君	大塚清次郎君	木宮 和彦君
田中 正巳君	熊谷太三郎君	久世 公亮君	香掛 哲男君
青島 幸男君	西川 深君	柳川 覺治君	山岡 賢次君
陣内 孝雄君	工藤万砂美君	大城 眞順君	宮澤 弘君
下村 泰君	山田耕三郎君	杉山 令嬢君	向山 一人君
佐藤謙一郎君	前島英三郎君	小島 静馬君	森山 眞弓君
松岡満壽男君	矢野俊比古君	藤井 孝男君	大浜 方策君
吉川 博君	守住 有信君	山本 富雄君	田代由紀男君
青木 幹雄君	曾根田郁夫君	谷川 寛三君	岩上 二郎君
志村 哲良君	海江田鶴造君	前田 勲男君	斎藤 十朗君
		下条進一郎君	村上 正邦君
		増岡 康治君	沢田 一精君
		鳩山威一郎君	中村 太郎君
		西村 尚治君	初村満一郎君

	農林水産委員	
辞任	河本嘉久藏君	補欠 上杉　光弘君
運輸委員		
辭任	堀内　俊夫君	補欠 二木　秀夫君
予算委員		
辭任	梶木　又三君	補欠 林田悠紀夫君
	山内　一郎君	佐々木　満君
	青木　茂君	平野　清君
同日委員会において選任した理事は次のとおりである。		
予算委員會		
理事　岩本　政光君	(工藤万砂美君の補欠)	
理事　近藤　忠孝君	(吉川春子君の補欠)	
決算委員會		
理事　山岡　賢次君	(吉村真事君の補欠)	
理事　及川　一夫君	(菅野久光君の補欠)	
同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。		
昭和六十三年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案		
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。		
昭和三十九年の大喪の礼の行われる日を休日とする法律案		
国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案		
同日次の質問主意書を内閣に転送した。 沖縄県内における米軍用家族住宅建設に関する質問主意書(宮屋武眞榮君提出)		

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

昭和六十三年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする法律

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律
同日内閣総理大臣から議長宛、同日郵政大臣官房
経理部長小野沢知之君の第百十四回国会政府委員
を免じた旨の通知書を受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の
者を第百十四回国会政府委員に任命することを承認
した。

郵政大臣官房経
理部長事務代理 木下 昌浩君

同日内閣総理大臣から議長宛、郵政大臣官房経
理部長事務代理木下昌浩君(同日議長承認)を第百十
四回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領し
た。

去る二月十六日議長において、次のとおり常任委
員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

中野 明君

補欠 峯山 昭範君

大蔵委員

辞任

補欠

峯山 昭範君

補欠 中野 明君

予算委員

辞任

補欠

平野 清君

補欠 青木 茂君

同日議長は、ヴィグデイス・フィンボガドッティ

ル・アイスランド共和国大統領宛、わが国の昭和
天皇崩御に際し同大統領より寄せられた弔辞に対
する礼状を送付した。

去る二月十七日内閣から予備審査のため次の議案
が送付された。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法
律案(閣法第二三三号)
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され
た。よって議長は即日これを委員会に付託した。

消防施設強化促進法の一部を改正する法律案
(閣法第二二二号)
新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の
特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
(閣法第二二二号)

地方行政委員会に付託
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣
法第一五五号)

法務委員会に付託
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務
する外務公務員の給与に関する法律の一部を改
正する法律案(閣法第一六六号)

外務委員会に付託
奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振
興特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第
一四四号)

建設委員会に付託
住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案(閣
法第一七七号)

同日内閣から、財政法第四十六條第二項の規定に
よる昭和六十三年第二・四半期における予算使
用の状況の報告を受領した。

去る二月十八日内閣から、財政法第四十六條第二
項の規定による昭和六十三年第二・四半期にお

ける国庫の状況の報告を受領した。

去る二月二十日議長は、オーストラリア連邦議会
ケリー・W・シブラ上院議長及びジョン・チャ
イルド下院議長各宛、わが国の昭和天皇崩御に際
し両議長より寄せられた弔意表明の書簡に対する
礼状を送付した。

同日議長は、ハサン・アブデル・ガーデル・スー
ダン共和国国会副議長宛、わが国の昭和天皇崩御
に際し同副議長より寄せられた弔辞に対する謝辞
を送付した。

去る二月二十一日内閣から予備審査のため次の議
案が送付された。

新技術開発事業団法の一部を改正する法律案
(閣法第一九二号)
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され
た。よって議長は即日これを委員会に付託した。

恩給法等の一部を改正する法律案(閣法第一八
号)

内閣委員会に付託
水資源開発公団法の一部を改正する法律案(閣
法第二〇号)

民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部
を改正する法律案(閣法第二二二号)

建設委員会に付託
同日議長は、内閣から予備審査のため送付された
次の議案を委員会に付託した。

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法
第五号)

地方行政委員会に付託
農業共済再保険特別会計における農作物共済に
係る再保険金の支払財源の不足に充てるための
一般会計から繰入金に関する法律案(閣法
第四号)

大蔵委員会に付託

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員喜屋武具榮君提出沖縄県内における
米軍用家族住宅建設に関する質問に対する答弁
書

同日議長は、ジョヴァンニ・スバドリニ・イタ
リア共和国上院議長宛、昭和天皇崩御に際し同議
長より寄せられた弔電に対する謝電を送付した。

同日議長は、スタンコ・トドロフ・ブルガリア人
民共和国人民議会議長宛、昭和天皇崩御に際し同
議長より寄せられた弔電に対する謝電を送付し
た。

去る二月二十二日議長において、次のとおり特別
委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

選挙制度に関する特別委員
辞任 中野 一郎君 補欠 斎藤 十朗君

同日内閣から次の議案が提出された。よって議長
は即日これを社会労働委員会に付託した。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づ
き、労働基準監督署並びに公共職業安定所及び
その出張所の設置等に関し承認を求めるの件
(閣承認第一号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され
た。

金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年
金福祉事業団の業務の特例等に関する法律案
(閣法第二四二号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され
た。よって議長は即日これを文教委員会に付託し
た。

平成元年三月七日 参議院會議録第六号 議長の報告事項

国立劇場法の一部を改正する法律案(閣法第二号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

海上自衛隊舞鶴基地等に関する質問主意書(佐藤昭夫君提出)

同日議長は、金在淳大韓民国国会議長宛、昭和天皇崩御に際し同議長より寄せられた弔電に対する謝電を発送した。

去る二月二十三日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

選挙制度に関する特別委員

辞任

補欠

斎藤 十朗君

中西 一郎君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二号)

特定農産加工業経営改善臨時措置法案(閣法第二号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

日本労働協会法の一部を改正する法律案(閣法第二号)

同日内閣から、健康保険法第七十一条ノ四第六項の規定に基づく政府の管掌する健康保険の保険料率の変更についての報告を受領した。

同日内閣から、船員保険法第五十九条第十一項の規定に基づく船員保険の保険料率の変更についての報告を受領した。

去る二月二十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

永野 茂門君

大鷹 淑子君

外務委員

辞任

補欠

大鷹 淑子君

永野 茂門君

農林水産委員

辞任

補欠

鈴木 貞敏君

原 文兵衛君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

地方税法の一部を改正する法律案(閣法第二号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを選挙制度に関する特別委員会に付託した。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

海上自衛隊舞鶴基地等に関する質問主意書(佐藤昭夫君提出)

去る二月二十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

大鷹 淑子君

永野 茂門君

外務委員

辞任

補欠

鈴木 貞敏君

原 文兵衛君

永野 茂門君

大鷹 淑子君

農林水産委員

辞任

補欠

原 文兵衛君

鈴木 貞敏君

予算委員

辞任

補欠

上田耕一郎君

下田 京子君

青木 茂君

平野 清君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第三号)

旅券法の一部を改正する法律案(閣法第三号)

特定新規事業実施円滑化臨時措置法案(閣法第三号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法案(閣法第三号)

小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案(閣法第三号)

中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案(閣法第三号)

中小企業事業団法の一部を改正する法律案(閣法第三号)

特定船舶製造業安定事業協会法の一部を改正する法律案(閣法第三号)

昭和六十三年年度一般会計予備費使用総額調査及び各省各庁所管使用調書(その1)

昭和六十三年年度特別会計予備費使用総額調査及び各省各庁所管使用調書(その1)

昭和三十九年度特別会計予備費使用総額調査及び各省各庁所管使用調書(その1)

昭和六十三年年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)

決算委員会に付託

同日内閣から、地方交付税法第七条の規定に基づく平成元年度地方団体の歳入歳出総額の見込額書を受領した。

去る一日議長は、二月八日逝去された元議員大谷藤之助君に対し次の弔詞をささげた。

参議院はわが民主政治発展のため力を尽くされ特に院議をもって永年の功労を表彰せられさきに内閣委員長文教委員長の重任にあたられました元議員三位勲一等大谷藤之助君の長逝に対しついで哀悼の意を表しうやうやしく弔詞をささげます

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

記

異動前の氏名 異動後の氏名 年月日

内閣総理大臣官房 海老原義彦 (退職) 平元三二

内閣総理大臣官房 稲橋 一正 総理府次長

内閣総理大臣官房 文田 久雄 内閣総理大臣官房

内閣総理大臣官房 小谷 宏三 総理府次長

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百十四回国会政府委員に任命することを承認した。

内閣総理大臣官房審議官 文田 久雄君

内閣総理大臣官房管理室長 櫻井 溥君

総理府賞罰局長 稲橋 一正君

同日内閣総理大臣から議長宛、総理府次長小谷宏三君外三名(同日議長承認)を第百十四回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る三日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第五号) 地方行政委員会に付託

農業共済再保険特別会計における農作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案(閣法第四号) 大蔵委員会に付託

昭和六十三年年度一般会計補正予算(第一号)(閣予第一号)

昭和六十三年年度特別会計補正予算(特第一号)(閣予第二号)

昭和六十三年年度政府関係機関補正予算(機第一号)(閣予第三号)

予算委員会に付託

同日議員から次の質問主意書が提出された。

日米防衛特許協定等に関する質問主意書(丸谷金保君提出)

同日内閣から、参議院議員佐藤昭夫君提出海上自衛隊舞鶴基地等に関する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、三月十三日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日衆議院から、同院は中央選挙管理委員会及び同予備委員を左記のとおり指名した旨の通知書を受領した。

記
中央選挙管理委員会

吉岡 惠一君
堀家 嘉郎君
上坂 明君
鈴木 一弘君
駿河 哲男君
佐久間 彊君
大谷 操君
瀬尾 忠博君
岡本 富夫君
向 武男君

同 予備委員

去る四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

澤田 一精君
増岡 康治君
坂元 親男君
吉村 真事君
吉村 真事君
坂元 親男君

運輸委員
坂元 親男君
増岡 康治君
吉村 真事君
吉村 真事君
坂元 親男君

辞任
坂元 親男君
増岡 康治君
吉村 真事君
吉村 真事君
坂元 親男君

予備委員
北 修二君
田代由紀男君
中西 一郎君
林田悠紀夫君
降矢 敬義君
増岡 康治君

辞任
北 修二君
田代由紀男君
中西 一郎君
林田悠紀夫君
降矢 敬義君
増岡 康治君

補欠
鈴木 貞敏君
香掛 哲男君
大塚清次郎君
宮崎 秀樹君
小野 清子君
斎藤 文夫君

補欠
鈴木 貞敏君
香掛 哲男君
大塚清次郎君
宮崎 秀樹君
小野 清子君
斎藤 文夫君

補欠
鈴木 貞敏君
香掛 哲男君
大塚清次郎君
宮崎 秀樹君
小野 清子君
斎藤 文夫君

志苦 裕君
和田 教美君
野田 哲君
猪熊 重二君

決算委員

小野 清子君
香掛 哲男君
鈴木 貞敏君
宮崎 秀樹君
林田悠紀夫君

辞任
小野 清子君
香掛 哲男君
鈴木 貞敏君
宮崎 秀樹君
林田悠紀夫君

議院運営委員
大塚清次郎君
斎藤 文夫君
増岡 康治君

辞任
大塚清次郎君
斎藤 文夫君
増岡 康治君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

関税定率法等の一部を改正する法律案(閣法第三九号)

昨六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員
加藤 武徳君
吉村 真事君
坂元 親男君
金丸 三郎君
上野 雄文君

辞任
加藤 武徳君
吉村 真事君
坂元 親男君
金丸 三郎君
上野 雄文君

補欠
松浦 孝治君
上杉 光弘君
大塚 方榮君
山岡 賢次君
渡辺 四郎君

法務委員
山岡 賢次君
金丸 三郎君

辞任
山岡 賢次君
金丸 三郎君

大蔵委員
大塚 方榮君
坂元 親男君

辞任
大塚 方榮君
坂元 親男君

社会労働委員

渡辺 四郎君
上野 雄文君

農林水産委員

上杉 光弘君
吉村 真事君

辞任
上杉 光弘君
吉村 真事君

予備委員
松浦 孝治君
加藤 武徳君

辞任
小野 清子君
大塚清次郎君
香掛 哲男君
斎藤 文夫君
志村 哲良君
下条進一郎君
鈴木 貞敏君
栗林 卓司君

予備委員
小野 清子君
大塚清次郎君
香掛 哲男君
斎藤 文夫君
志村 哲良君
下条進一郎君
鈴木 貞敏君
栗林 卓司君

決算委員
北 修二君
田代由紀男君
永野 茂門君
二木 秀夫君
志村 哲良君
下条進一郎君
小野 清子君
栗林 卓司君

辞任
北 修二君
田代由紀男君
永野 茂門君
二木 秀夫君
志村 哲良君
下条進一郎君
小野 清子君
栗林 卓司君

補欠
鈴木 貞敏君
香掛 哲男君
大塚清次郎君
斎藤 文夫君

補欠
鈴木 貞敏君
香掛 哲男君
大塚清次郎君
斎藤 文夫君

補欠
鈴木 貞敏君
香掛 哲男君
大塚清次郎君
斎藤 文夫君

補欠
鈴木 貞敏君
香掛 哲男君
大塚清次郎君
斎藤 文夫君

補欠
鈴木 貞敏君
香掛 哲男君
大塚清次郎君
斎藤 文夫君

補欠
鈴木 貞敏君
香掛 哲男君
大塚清次郎君
斎藤 文夫君

補欠
鈴木 貞敏君
香掛 哲男君
大塚清次郎君
斎藤 文夫君

平成元年三月七日 参議院会議録第六号 質問主意書及び答弁書

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を委員会に付託した。

特定農産加工業経営改善臨時措置法案（閣法第二七号）
農林水産委員会に付託

原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第八号）
新技術開発事業団法の一部を改正する法律案（閣法第一九号）

科学技術特別委員会に付託

同日委員長から次の報告書が提出された。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第五号）審査報告書

本日委員長から次の報告書が提出された。

昭和六十三年年度一般会計補正予算（第一号）、昭和六十三年年度特別会計補正予算（特第一号）及び昭和六十三年年度政府関係機関補正予算（機第一号）審査報告書

農業共済再保険特別会計における農作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案（閣法第四号）審査報告書

沖縄県内における米軍用家族住宅建設に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成元年二月十四日

参議院議長 土屋 義彦殿

喜屋武眞榮

沖縄県内における米軍用家族住宅建設に関する質問主意書

政府は「思いやり予算」で、在日米軍基地内に、ほとんど米軍用家族住宅の建設を進めてきたし、現在も進めている。しかもなお、今後も建設を進めようとしている。その結果、沖縄では、基地の外側にある沖縄県民の所有する米軍家族用賃貸住宅は需要が減少し、空き家が増えつつある一方である。沖縄県内の米軍家族用賃貸住宅の家主等では組織する「全沖縄賃貸住宅協会」（喜屋武眞榮会長）によれば、昭和六十三年十一月現在、民間人の所有する米軍家族用賃貸住宅の総戸数約六千戸中、二千三百三十戸が空き家になっているとしている。

その結果、家主等が非常な経済的打撃を被っていることはもちろん、関係団体で働いている三百余名の従業員も現在及び将来の生活に大きな不安を抱えている。このことは、産業基盤が脆弱な沖縄にあっては、ゆゆしい社会問題となっている。私は、この問題に関し、昭和五十九年八月三日と昭和六十一年四月二十六日も、それぞれ質問主意書を提出したが、事態は一向に改善されないばかりか、ますます悪くなっているものである。政府の責任は大きいと言わなければならない。よって、以下の質問をする。

一 沖縄県に所在する米軍施設・区域内の家族住宅の戸数は、現在何戸あるか。具体的な数字を示されたか。

二 「思いやり予算」という名の提供施設整備の予算による家族住宅の建設戸数と予算額を昭和六十一年度以降昭和六十三年度分まで、全国及び沖縄県について示されたい。また、平成元年度

分については、その建設計画戸数と予算額をそれぞれ示されたい。

三 政府は、前回の私の質問に対する答弁（内閣参質一〇四第四二号）の中で、「米軍は、沖縄県における家族住宅については、数千戸（傍点）は質問者」が不足しているとの評価を行っているものと承知している。として、現在はどうなっているのか明らかにされたい。

四 政府が沖縄県に所在する施設・区域内に建設している家族住宅の増加と民間人の所有する米軍家族用賃貸住宅の空き家の増加との間には明らかに因果関係が存在するが、政府はこれを肯定するか。この点に関する認識を明らかにされたい。

五 政府は、前記の答弁の中で、「提供施設整備の予算による家族住宅の建設に当たっては、今後とも民間の賃貸住宅の現状に配慮し、必要に応じ関係者の意向をも徴していくこととした」と述べている。

1 その後、民間の賃貸住宅の現状に対して、どのような配慮をしたのか、具体的に明らかにされたい。

2 その後、関係者の意向を徴したことがあるか否か、明確にされたい。かつ、それは、いつ、どこで行われたか併せて明らかにされたい。

六 「全沖縄賃貸住宅協会」は、国に対して、次のような趣旨の要請をしている。

(一) 国による在沖縄米軍基地内の米軍家族用住宅の建設を中止してもらいたいこと。

(二) 民間人の所有にかかると米軍家族用賃貸住宅の契約戸数が常時五千戸を下回らないように配慮してもらいたいこと。

(三) 政府の手によって、米軍基地内にほとんど建設されている米軍家族用住宅の増加のありをくって、民間人の所有する米軍家族用賃貸住宅は、年々空き家が増加している。そこで、これらの空き家による損失に対して、政府による救済策を講じてもらいたいこと。

1 政府は、この三項目の要請の件を承知しているか。

2 この三項目の要請に対する政府の見解を詳細に示されたい。

平成元年二月二十一日

内閣総理大臣 竹下 登

参議院議長 土屋 義彦殿

参議院議員喜屋武眞榮君提出沖縄県内における米軍用家族住宅建設に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜屋武眞榮君提出沖縄県内における米軍用家族住宅建設に関する質問に対する答弁書

一 及び三について
平成元年一月末現在、沖縄県に所在する施設及び区域内の家族住宅の戸数は、約七千戸と承知している。

米軍は、沖縄県における家族住宅の状況について、一部改善されつつあるものの、基本的には変わっていないと評価しているものと承知している。

二 について
昭和六十一年度から昭和六十三年度までの提供施設等整備費予算による家族住宅の建設及び

平成元年度の提供施設等整備費予算による家族

住宅の建設計画は、次のとおりである。

年 度	戸 数	金 額	うち 沖 縄 県 内
昭和六一年度から昭和六三年 度まで	二、三二二戸	約五九一億円	一、二〇五戸 約三〇八億円
平成元年度	七二四戸	約二〇八億円	四〇二戸 約一一一億円

四について

民間の賃貸住宅の一部が空き家になっているのは、賃貸住宅の増加、老朽化等種々な事情によると承知している。

五について

提供施設等整備費予算による家族住宅の建設に際しては、米軍に對しできる限り民間の賃貸住宅を使用するよう申し入れている。

また、関係市町村及び全沖縄賃貸住宅協会等の意向を機会あるごとに徴している。

六について

全沖縄賃貸住宅協会の要請の趣旨については承知しており、この要請については、現在、民間の賃貸住宅の実態について調査を行っているところである。

第四号中正誤

ベシ 段行

誤 一七 いるしか

正 いるとしか

五 三 終わり

七 しかも

しかし

五 三 基本的

具体的

五 三 五十分分

五十分

第五号中正誤

ベシ 段行

誤

正

空 二 〇

国務大臣（宗野 宗佑君）

国務大臣（宇野 宗佑君）

空 二 九

二・三%

二・二%

大 一 一

よりに

よりに

八 二 終わり

社会的教育

社会教育

八 一 終わり

課願

課題

八 二 終わり

課願

課題

平成元年三月七日 参議院会議録第六号

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

〒 105

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
官報課ダイヤルイン
電話 (五七) 四〇三三

一定価一
一〇円部